

**Q IFRSの特徴について教えてください。**

**A** IFRSの特徴として、①概念フレームワーク、②原則主義、③貸借対照表重視、④包括利益があります。



**解説** IFRSと日本基準の特徴をまとめると以下のようになります。

	IFRS	日本基準
概念フレームワーク	あり。一般的原理の基礎となる概念を体系的に定めています。	なし。ASBJが過去に討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を2006年12月に公表しているが、IFRSフレームワークに相当する文書はありません。
基準の理念	<p><b>原則主義</b></p> <p>①基本原則の設定にとどまり、事例や適用指針(数値基準)などはあまり示されていません。 ②企業が独自に会計方針を定める必要があります。</p>	<p><b>規則主義</b></p> <p>原則の他に詳細なルールや数値基準が示されています。 (例)有価証券の強制評価減の下落割合 短期・少額のリース取引 繰延税金資産の回収可能性</p>
重視する財務情報	将来の経済的便益の流入をもたらす資源の増減を指標として捉えており、貸借対照表を重視しています。	売上、利益等の損益情報を重視しています。
利益概念	包括利益の概念が導入されており、当期純利益は包括利益の一部になります。	現在、包括利益の概念はありません。ただし、2009年12月25日に「包括利益の表示に関する会計基準(案)」が公表され、日本へも導入が見込まれます。

**留意事項**

日本基準は規則主義であり、会計基準の他に実務への適用に当たり必要なルールや数値基準が実務指針などの形で示されていました。IFRSは原則主義であるため日本基準で示されていたような数値基準がありません。各社で取引の経済実態を検討しIFRS基準に照らした会計処理を決定する必要があります。そのため、従来に比べ取引実態の把握やIFRSの本質的な理解が重要になります。



**キーワード**

IFRS(国際財務報告基準):International Financial Reporting Standardsの略称。アイファースやイファースと呼ばれます。IFRSの前身はIAS(国際会計基準)であり、IFRIC(国際財務報告解釈指針委員会)、SIC(解釈指針委員会)とあわせてIFRSsと呼ばれます。

**Q 日本基準のコンバージェンスの動向について教えてください。**

- A** ①2007年8月に日本の会計基準設定主体であるASBJ(企業会計基準委員会)と国際会計基準の設定主体であるIASB(国際会計基準審議会)の間で日本基準のコンバージェンスを加速することの合意(東京合意)が行われました。その時点での日本基準とIFRSとの重要な差異については2011年までに解消を図ることとされ、継続的にコンバージェンスが進められています。
- ②現在もIFRSの改正作業は行われており、2011年後も改正されたIFRSへ対応するため日本基準のコンバージェンスが継続します。



**解説**

日本基準はIFRSへのコンバージェンスが継続的に行われています。2009年6月に金融庁企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表されています。これによればIFRSの日本への強制適用の是非を含めた判断は2012年を目途に行うとされています。2012年に判断を行う場合の強制適用の時期は2015年ないし2016年からとされています。

**IFRS  
強制適用?**



会計基準	2009	2010	2011	2013	2014	2015
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準第24号)	基準確定					
企業結合(のれんの償却等) 財務諸表の表示(包括利益) 無形資産、1株当たり利益 退職給付(未認識項目のオンバランス化等)		基準確定				
金融商品 認識の中止 収益認識、引当金、リース 退職給付(MOUに関連するプロジェクト項目)			公開草案			
財務諸表の表示(非継続事業)		公開草案	基準確定			

(企業会計基準第24号、ASBJ プロジェクト計画表 平成22年4月12日より抜粋)



**キーワード**

①コンバージェンス: 自国の会計基準をIFRSへ収斂すること。

②アドプション: IFRSを自国の会計基準として採用すること。

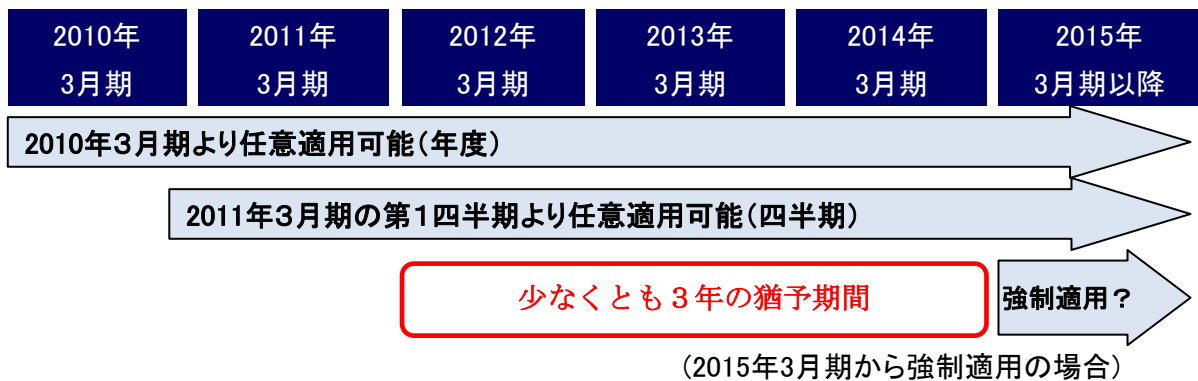
今まで日本はコンバージェンスを通じて自国基準をIFRSに近づけてきましたが、2009年6月に金融庁企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、アドプションの可能性が示されました。

## Q IFRSの日本への強制適用はどのようになるのでしょうか？

- A** ①導入時期は、2012年を目処に決定するとされています。2012年に決定した場合、実際の適用時期は2015年または2016年となります。なお、2010年3月期よりIFRSの任意適用が可能となっています。
- ②導入対象は、上場会社の連結財務諸表とされています。



### 解説



平成21年6月30日に金融庁企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表されています。

#### 1. 導入対象

導入対象は上場会社の連結財務諸表とされています。個別財務諸表については会社法・法人税法との検討・調整が必要なため、日本基準で作成するとされています。

#### 2. 導入時期

導入時期は、諸課題(IFRSの内容、教育研修等)の達成状況を確認し、将来の一定の時期に決定するとし、2012年を目途に決定するとされています。2012年に決定した場合、強制適用の是非の判断時期から少なくとも3年間の準備期間が必要になるものと考えられるため、実際の適用開始時期は2015年または2016年となります。

強制適用の時期は2015年または2016年とされていますが、それが年度か3月決算期なのかなどより具体的な点については明示されていません。

なお、一定の要件を満たす上場会社は2010年3月期からのIFRS適用が認められています。

#### 3. 導入方法

全上場会社に一齐に適用するか、段階的に適用するかについても、まだ決定していません。

#### 留意事項

2015年3月期からIFRSが強制適用された場合、2015年3月期には、2014年3月期の財務諸表、2013年3月期の開始財政状態計算書(現行の貸借対照表)についても作成が必要になります。IFRSの日本への強制適用に対応するためには、この財務諸表、開始財政状態計算書の作成に必要な会計情報の入手が必要になります。そのため、2015年3月期より早いタイミングでIFRSに対応していくことが必要です。

**Q 2010年3月期末以降に強制適用される日本基準に対応することがIFRSに対応することにつながりますか？**

- A** ①日本基準の新設・改訂は主にIFRSへの対応(コンバージェンス)のために行われており、日本基準への着実な対応がIFRSへの対応につながります。しかし、IFRSへの対応に要する時間や影響を考慮すると、日本基準への対応に加えて別途IFRSへの対応を検討することも必要です。
- ②影響度分析はIFRSだけでなく、日本で適用される新たな会計基準についても有効です。内部統制報告制度に適切に対応するためにも、新たな会計基準がビジネス、業務プロセス、システム等に与える影響、対応策を早期に検討することが必要です。グループ全体で影響、対応策を検討し、統一的な運用を行っていくことはIFRSへの対応の観点からも有効です。



**解説**

**1. 主な新会計基準の強制適用のスケジュール**

3月決算会社において、2010年3月期末決算ないし、2010年4月1日以降開始事業年度から強制適用される主な会計基準は例えば以下のようなものがあります。2010年6月の第1四半期から強制適用される会計基準についても対応に時間を要する場合もあるため、3月期末決算で強制適用される会計基準とあわせて早期に影響や対応を検討する必要があります。

	2010/3	2011/3			
	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
金融商品の時価等の会計基準 賃貸等不動産の時価等の会計基準 退職給付会計基準の一部改正(その3)	強制	→			
資産除去債務に関する会計基準 持分法に関する会計基準 セグメント情報等の開示		強制	→		

(3月決算会社の場合)

**2. 新会計基準により影響を受ける分野**

新会計基準の適用により会社の内部統制に変更が必要になることがあります。新会計基準が影響を与える主な分野の一例をあげると以下のようになります。

基準名	分野	ビジネス	プロセス	経理		ITシステム
	内部統制	全社(*1)	PLC	決算財務		ITGC ITAC
				全社	個別(*2)	
金融商品の時価等の会計基準				○		
賃貸等不動産の時価等の会計基準				○		
退職給付会計基準の一部改正(その3)				○	○	
資産除去債務に関する会計基準			○	○	○	○
持分法に関する会計基準				○		
セグメント情報等の開示		○		○		

(\*1)全社はPLC、決算財務、ITGC、ITAC全ての土台でもある。

(\*2)個別に評価することが適当な決算財務報告プロセス

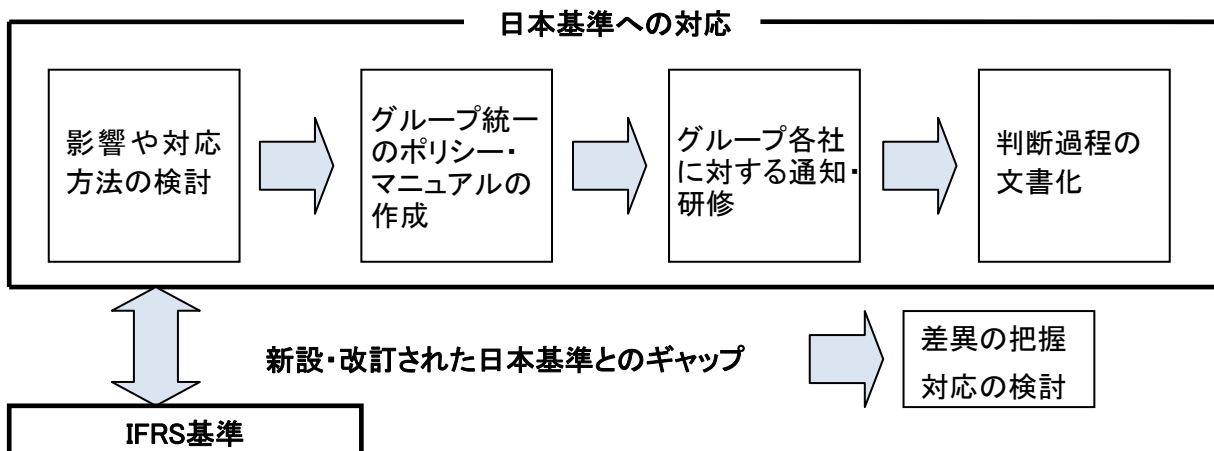
#### 留意事項

IFRSの導入により、従来に比べてグループで統一した基準・マニュアルの作成、判断過程の文書化が一層求められます。2010年3月期末決算以降に強制適用される日本基準に対応する際も、グループで統一した判断を行い文書化が行われることが必要です。

### 3. 新会計基準への対応

日本の新会計基準への対応を行う場合、グループ全体を対象として新会計基準の影響や対応について検討を行ったあと、グループで統一した基準・マニュアルの作成や、グループで統一した会計処理を行うための研修等の実施、判断過程の文書化が行われます。

IFRSへの対応を行う場合にも、現時点でIFRSとのギャップ分析を行うことにより将来強制適用が行われるまでに何を行う必要があるか中長期的な課題が明確になります。日本基準の新設・改訂に対応することでIFRSとのギャップは縮まってきます。日本基準の新設・改訂に対応しながら、IFRSとの差異についても定期的に把握していくことが必要です。



#### 影響や対応 (例)

基準名	影響や対応(例)
金融商品の時価等の会計基準	①対象項目の把握 ②定性的情報の開示を見据えて現行の管理体制、規程類を見直す必要がないか検討 ③個々の資産・負債ごとの評価方法、重要性の判断方法についてグループとしての判断基準を文書化。新たな開示項目について連結パッケージへの反映 ④グループ各社に対して評価基準を通知、研修を実施 ⑤評価の実施、文書化 ⑥内部統制報告制度への対応